

報告第10号

平成21年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく天理市資金不足比率を次のとおり報告する。

記

会 計 名	資金不足比率 (%)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定による事業の規模
大和都市計画 下水道事業特別会計	— (20.0)	1,168,384千円
天理市立病院事業会計	1.4 (20.0)	1,720,930千円
天理市水道事業会計	— (20.0)	2,410,625千円

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がない場合、「—」と表す。
- 2 括弧内は、経営健全化基準を表す。

平成22年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

天 監 委 第 22 号

平成22年 8 月25日

天理市長 南 佳 策 様

天理市監査委員 別 所 矩 佳

同 梅 崎 浩 充

同 山 本 治 夫

平成21年度公営企業経営健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度公営企業経営健全化（資金不足比率）について審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

平成21年度公営企業経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年7月28日から平成22年8月25日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	会計名	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率	天理市大和都市計画下水道事業特別会計	—	—	20.0
	天理市水道事業会計	—	—	
	天理市立病院事業会計	1.4	—	

天理市大和都市計画下水道事業特別会計、天理市水道事業会計のいずれの会計も資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

天理市立病院事業会計については、24,682千円の資金不足額が生じ、1.4%の資金不足比率となり、厳しい収支状況となっている。